

代理権授与通知書

代理人（手続きに来られる方）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平 年 月 日生

上記の者に下記の権限を委任しましたので通知します。

基 山 町 長 様

令和 年 月 日

本 人

住 所 佐賀県三養基郡基山町 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平 年 月 日生

登録する印鑑

（来庁できない理由： _____ ）

記

- 1 印鑑登録の申請
- 2 印鑑登録廃止の申請
- 3 印鑑登録証の亡失届
- 4 印鑑登録証の受領

【 裏面をご確認ください 】

印鑑登録の代理申請の要領について

印鑑登録は住所地で行います。登録できる印鑑は、1人一つです。また、世帯内で同じ印鑑を複数人が登録することはできません。

代理人が手続きをする場合は、照会文書を郵送するため登録出来るまでに2～3日以上の日数を要します。申請方法は以下のとおりです。

- ①（印鑑登録する）本人が代理権授与通知書を記入、押印します。登録する印鑑及び印鑑登録申請書とともに代理人に渡してください。代理人は①を役場住民課窓口に提出してください。
- ② 後日、役場から（印鑑登録する）本人に照会文書が郵送されてきますので、（印鑑登録する）本人が記入、押印をして代理人に渡してください。
- ③ 代理人は、（印鑑登録する）本人の署名済みの照会文書、（印鑑登録する）本人の本人確認書類・登録する印鑑、代理人の本人確認書類をお持ちいただき、役場住民課の窓口までおこしください。

※照会文書には、（印鑑登録する）本人の署名・登録する印鑑の押印が必要です。代理人の方は、この欄が記入されているか確認し、照会文書及び登録する印鑑をお受け取りください。また、印鑑登録カードを発行時に、本人及び代理人の本人確認書類（原本）が必要となります。

※本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、年金手帳、医療受給者証等）

